

介護付有料老人ホーム 重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
花珠の家ねりま

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	花珠の家ねりま
定員・室数	67人・64室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型（自立除く）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居室区分	定員1～2人（親族のみ対象）
介護に関わる職員体制	3：1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別	営利法人		
	フリガナ	カブシカイシャニホンアメニティライフキョウカイ		
主たる事務所の所在地	名称	株式会社日本アメニティライフ協会		
	〒	277-0047	神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10	
連 絡 先	電話番号	045-978-5051		
	ファックス番号	045-978-5750		
ホームページ	http://jala.co.jp/			
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名	江頭 瑞穂
設 立 年 月 日	平成8年4月3日			
主 な 事 業 等	介護保険指定事業（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）住宅型有料老人ホーム			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	4	デイサービスセンター福寿まちだ山崎	東京都町田市山崎町338-1
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	1	福寿ぶんきょう小石川 あけぼし	東京都文京区小石川5-11-8
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	4	花珠の家おおもり	東京都大田区大森北3-31-17
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	2	花織しながわ	東京都品川区大井7-18-17
認知症対応型共同生活介護	22	花物語とどろき	東京都世田谷区等々力5-28-2
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	2	花織まちだ	東京都町田市野津田町697-2

居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	1	福寿ぶんきょう小石川 あげぼし	東京都文京区小石川5-11-8
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	4	花珠の家おおもり	東京都大田区大森北3-31-17
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	花織しながわ	東京都品川区大井7-18-17
介護予防認知症対応型共同生活介護	22	花物語とどろき	東京都世田谷区等々力5-28-2
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカダ 名 称	ハダマ/エイマ 花珠の家ねりま	
所 在 地	〒 177-0033	東京都練馬区高野台3-15-37	
連 絡 先	電 話 番 号	03-5910-7528	
	ファックス番号	03-3904-6995	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://hanadama-kaigo.jala.co.jp/		
介護保険事業所番号	第1372014108号		
管 理 者 職 氏 名	役職名	管理者	氏名 正木 剛
事業開始年月日	令和4年5月1日		
届 出 年 月 日	令和4年3月11日		
届出上の開設年月日	令和4年5月1日		
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	令和4年5月1日	
	指定の有効期間	令和10年4月30日 まで	
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	令和4年5月1日	
	指定の有効期間	令和10年4月30日 まで	
事業所へのアクセス	西武池袋線 練馬高野台駅から700m(徒歩9分) 西武バス練馬高野台駅～光が丘駅～成増駅高野台1丁目バス停から20m0分		

施設・設備等の状況					
敷地	権利形態	—	抵当権	なし	
	面積	2,281.14 m ²			
建物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	2,632.10 m ² うち有料老人ホーム分 2,632.10 m ²			
	竣工日	昭和 63 年 2 月 12 日			
	階数	地上 3 階 地下 - 階			
		うち有料老人ホーム分 地上 3 階 地下 - 階			
	構造	耐火建築物	建築物用途区分	有料老人ホーム	
	併設施設等	なし ()			
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	2005年4月1日 ~ 2030年3月31日		
		自動更新	あり		
居室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	15	16.05 m ² ~ 16.85 m ²	
	1階	1~2人	1	32.1 m ² ~ 32.1 m ²	
	2階	1人	25	16.05 m ² ~ 23.15 m ²	
	2階	1~2人	1	26.24 m ² ~ 26.24 m ²	
	3階	1人	21	15.49 m ² ~ 17.57 m ²	
	3階	1~2人	1	26.24 m ² ~ 26.24 m ²	
一時介護室	階	定員	室数	面積	
	2階	1人	1	16.05 m ² ~ 16.05 m ²	
便所	居室	全室設置	共同便所	4 箇所 (一部男女共用)	
	居室	設置なし	共同浴室	個浴：4 大浴槽：0 機械浴：1	
浴室	併設施設との共用		なし ()		
	兼用		なし ()		
食堂	併設施設との共用		なし ()		
	兼用		なし ()		
その他の共用施設	あり (機能訓練室、健康管理室、デイルーム4か所)				
エレベーター	あり 2 基				
消防設備	自動火災報知設備：あり		火災通報装置：あり	スプリンクラー：あり	
緊急呼出装置	居室：あり	便所：あり	浴室：あり	脱衣室：あり	

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従			
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
管理者（施設長）	1					1人	1.0	
生活相談員	1					1人	1.0	
看護職員：直接雇用			1	3		4人	3.2	機能訓練指導員
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用	5			19		24人	19.6	
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員			1			1人	0.2	看護職員
計画作成担当者				2		2人	1.0	
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員						0人		
その他従業者						0人		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		

③-1 介護職員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士		3		5	
実務者研修					
介護職員初任者研修		2		10	
介護支援専門員				2	
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし				2	

③-2 機能訓練指導員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師			1	3	
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					

③-3 管理者（施設長）の資格		介護福祉士	
-----------------	--	-------	--

④ 夜勤・宿直体制	
配置職員数が最も少ない時間帯	20 時 0 分～ 7 時 0 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 2 人以上 看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等						①と同じのため記入省略		
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格						③-1と同じのため記入省略	
資格	延べ 人数	常勤		非常勤			
		専従	非専従	専従	非専従		
介護福祉士							
実務者研修							
介護職員初任者研修							
介護支援専門員							
たん吸引等研修（不特定）							
たん吸引等研修（特定）							
資格なし							

⑤-2 機能訓練指導員の資格					③-2 と同じのため記入省略										
資格	延べ 人数	常勤		非常勤											
		専従	非専従	専従	非専従										
理学療法士															
作業療法士															
言語聴覚士															
看護師又は准看護師															
柔道整復師															
あん摩マッサージ指圧師															
はり師又はきゅう師															
⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり(常勤換算)の利用者数						2.4	人								

従業者の職種別・勤続年数別人数(本事業所における勤続年数)											
勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1	3	5	19	1		1			2
1年以上3年未満											
3年以上5年未満											
5年以上10年未満											
10年以上											
合計		1	3	5	19	1	0	1	0	0	2

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり (委託)	
食事介助サービス	あり	
入浴介助サービス	あり	
排せつ介助サービス	あり	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり	
相談対応サービス	あり	
健康管理サービス(定期的な健康診断実施)	あり	
服薬管理サービス	あり	
金銭管理サービス	なし	
定期的な安否確認の方法	居室への定期巡回 昼夜各5回(必要時随時)を実施	
施設で対応できる医療的ケアの内容	常時、医療的ケアが必要な場合は、不可。尿道カテーテル、褥瘡(床ずれ)、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)の受け入れは、可。(施設の看護職員による)	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団黎明会 練馬東クリニック
	所在地	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル4F
	協力の内容	内科
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
協力歯科医療機関	名称	富士見台さくら歯科
	所在地	東京都中野区上鷲宮3丁目10-12
	協力の内容	訪問歯科

介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	
看取り介護加算	あり(I)	
医療機関連携加算	あり	
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	なし	
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(II)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	
入居継続支援加算	なし	
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	あり	
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(I)	
退院・退所時連携加算	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可	
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり	
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)	
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	書面を配布	
自費によるショートステイ事業		
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	おおむね65歳以上
	要介護度	要支援・要介護
	医療的ケア	常時、医療的ケアが必要な場合は、不可。尿道カテーテル、褥瘡(床ずれ)、ストーマ、透析(但しクリニックにて送迎可能な場合)の受け入れは、可。
	認知症	可
	その他	要相談
身元引受人等の条件、義務等	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。	
体験入居	利用期間	最長1週間程度
	利用料金	一泊5,000円(宿泊費、食費含む)
	その他	介護サービス等の一覧表に定める介護サービス等を提供します。
入院時の契約の取扱い	入居者及び身元引受人からの申し出がない限り、入院時も利用権は継続するものとし、通常の利用料の支払い方法に則り支払う。ただし、食費は除く。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす場合において、入居契約書第6条の規定及び身体拘束のガイドラインに従って、家族等に説明し同意書を得た上で、実行する。 開始時には緊急やむを得なかった理由を記録し、開始後においてもその態様及び時間、入居者の心身状況等の実施記録を整備し、記録を終えてから2年間保存する。 身体拘束開始後は要件に該当する態様かどうかを常に観察し、身体拘束解除に向け、3～4ヶ月に一度を目安に検討会を実施する。一時的に拘束を解除して状態を確認する等の対応を取った上で要件に該当しなくなった場合には、直ちに拘束を解除する。 家族及び身元引受人からの要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合にはこれらの記録を開示する。	
事業者からの契約解除	事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、入居契約を解除することができます。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 二 月払いの利用料の支払いを正当な理由なく、一定期間以上連続して遅滞するとき 三 入居契約書第18条の規定に違反したとき 四 入居者の行動が、他の入居者又は職員等の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫した恐れがあり、かつ通常の対応方法及び接遇方法等ではこれを防止することができないとき (詳細は入居契約書第24条参照)	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	あり	

判断基準・手続	特別な心身状況により、その居室にて介護が不可能になったと判断した場合
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の 変更	事前にご説明致します。

その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	認知症等、特別な心身状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業所が判断した場合、当事業所内で居室を移動して頂くことがあります。この場合、一定期間を設け事業者の指定する医師の意見を聴き、入居者様及び身元引受人等の意見をお聴きしたうえ、それぞれの同意を得て居室を住み替えていただきます。この際、追加費用は発生致しません。
利用料金の変更	緊急ややむを得ない場合を除き、一定の観察期間を設け、変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行い、それぞれの同意を得て手続を行います。
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の変更	事前にご説明致します。
提携ホーム等への転居	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	
苦情対応窓口	
窓口の名称 1	花珠の家ねりま 苦情受付担当(管理者) 本社 株式会社日本アメリライフ協会安全管理室
電話番号	(事業所)03-5910-7528 (本社)045-978-5051
対応時間	9:00 ~ 18:00 (土・日・祝祭日を除く)
窓口の名称 2	練馬区保険福祉サービス苦情調整委員事務局
電話番号	03-3993-1344
対応時間	8:30 ~ 17:00 (土・日・祝祭日を除く)
窓口の名称 3	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号	03-6238-0177
対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝祭日を除く)
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称：施設所有(管理)者賠償責任保険 三井住友海上火災保険株式会社
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	なし
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数	平均年齢： 83.0 歳	入居者数合計： 60 人						
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 5 歳未満					1	1	1	
6 5 歳以上 7 5 歳未満		1	1	1	1	1	1	2
7 5 歳以上 8 5 歳未満		1	1	3	4	2	3	3
8 5 歳以上	1	3	2	5	4	3	10	4
合計	1	5	4	9	10	7	15	9
入居継続期間別入居者数								
入居期間	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上	合計	
入居者数	15	33	11		1		60	
男女別入居者数	男性： 21 人			女性： 39 人				
入居率 (一時的に不在となっている者を含む。)	90 % (定員に対する入居者数)							

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	1	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	
介護老人保健施設へ転居		死亡	1
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	2

6 利用料金

入居準備費用		円					
明内細訳							
支払日・支払方法							
解約時の返還							
敷金	なし						
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。						
家賃及びサービスの対価							
プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
Aタイプ	8,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
	0	368,190円	160,000	132,000	0	65,190	11,000
	9,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
	0	388,190円	180,000	132,000	0	65,190	11,000
	10,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Bタイプ	0	408,190円	200,000	132,000	0	65,190	11,000
	9,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Cタイプ	0	388,190円	180,000	132,000	0	65,190	11,000
	11,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Dタイプ(1人利用)	0	428,190円	220,000	132,000	0	65,190	11,000
	13,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Eタイプ(1人利用)	0	468,190円	260,000	132,000	0	65,190	11,000
	16,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Dタイプ(2人利用)	0	528,190円	320,000	132,000	0	65,190	11,000
	15,000,000	208,190円	0	132,000	0	65,190	11,000
Eタイプ(2人利用)	0	508,190円	300,000	132,000	0	65,190	11,000
	13,000,000	328,380円	0	187,000	0	130,380	11,000
Dタイプ(2人利用)	0	588,380円	260,000	187,000	0	130,380	11,000
	16,000,000	328,380円	0	187,000	0	130,380	11,000
Eタイプ(2人利用)	0	648,380円	320,000	187,000	0	130,380	11,000
	15,000,000	328,380円	0	187,000	0	130,380	11,000
前払金	月額単価（【タイプ】A～E、【家賃】160,000円～320,000円）×想定居住期間（50ヶ月）に						
	（月額単価の説明） 月額単価は家賃相当額であり、借家賃料、修繕費、管理事務費等を基礎とし、近傍家賃を参照し算出 （想定居住期間の説明） 想定居住期間は、入居者の平均余命等を勘案して算出						
各料金の内訳・明細	家賃	前払金として受領している場合は、月払いの家賃相当額の支払いは不要です。月払い契約の場合は、家賃相当額の支払いが必要となります。					
	管理費	事務管理部門の人員費・事務費・入居者に対する日常生活支援サービス提供の為の人員費・事務費、共用施設等の維持管理費を基に算出					
	介護費用	※自立又は要介護認定を受けていない方は、自立者負担金として月額22,000円/人をお支払い頂きます ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。					
	食費	朝食 258 円・昼食 321 円・夕食 432 円 間食 77 円 1日当たり 1,088 円 × 30日で積算 ※朝食・昼食・間食（おやつ）は軽減税率対象 厨房管理運営費32,550円（厨房運営費は召し上がった分に関わらず、お支払いいただきます） （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 3日前までに欠食の届出をした場合は、喫食実績に基づき精算させていただきます。					
光熱水費	居室及び建物の共用部分の面積にかかる費用を按分した定額料金						
短期利用	1日当たり	11,000 円	利用料の算出方法			体験入居利用料金と同じ	

前払金の取扱い	
支払日・支払方法	入居契約締結後、入居日前に一括または分割して指定の口座へ振り込み
償却開始日	入居日の翌日
返還対象としない額	なし
	位置づけ
契約終了時の返還金の算定方式	前払金÷想定居住期間の日数×契約終了日から想定居住期間満了日までの日数＝返還金 ※想定居住期間の日数 1520日
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月 起算日：入居した日の翌日
	入居後3か月以内に解約を行なった場合又は死亡により契約終了となった場合は、下記の算定方法に基づき前払金を返還致します。 1日当たりの利用料＝前払金÷想定居住期間月数(50か月)÷30日 返還金＝前払金-1日当たりの利用料×入居実日数
返還期限	契約終了日から 90日以内
保全措置	あり 保全先：公益社団法人全国有料老人ホーム協会
その他留意事項	なし

月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	月額利用料の管理費、食費及び家賃相当額については、当月分を前月の27日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に引き落とします。 また、入居者個人負担金については、月末締めとし、翌月の27日に前段の費用と併せて請求し、引き落とします。
その他留意事項	なし

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割（一定以上所得の場合2～3割）を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位：円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	59,514	5,952
要支援2	101,697	10,170
要介護1	175,926	17,593
要介護2	197,508	19,751
要介護3	220,398	22,040
要介護4	241,326	24,133
要介護5	263,889	26,389

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	なし	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	あり	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(I)	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(II)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
費用の改定については、練馬区に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴き、同意を得た上で改定します。	

【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	Aプラン		
	単位：円		
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	8,000,000	208,190
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

<p>重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>署名 _____</p>

<p>説明年月日</p> <p style="text-align: center;">_____年 月 日</p> <p>説明者職・氏名</p> <p>職 _____</p> <p>署名 _____</p>
--

介護サービス等の一覧表(参考様式)

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)
			特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	○ 希望により対応		■ 定時巡回 5回	
巡回 夜間	○ 希望により対応		■ 定時巡回 5回	
食事介助	○ 急病等必要時		■ 必要時	
排泄介助	○ 急病等必要時		■ 必要時	
おむつ交換	○ 急病等必要時		■ 必要時	
おむつ代		実費		実費
入浴(一般浴)介助	○ 急病等必要時		■ 必要時	
清拭	○ 急病等必要時		■ 必要時	
特浴介助	○ 急病等必要時		■ 必要時	
身辺介助				
・体位交換	○ 急病等必要時		■ 必要時	
・居室からの移動	○ 急病等必要時		■ 必要時	
・衣類の着脱	○ 急病等必要時		■ 必要時	
・身だしなみ介助	○ 急病等必要時		■ 必要時	
機能訓練			■ 必要時	
通院介助 (協力医療機関)	○ 急病等必要時		■ 必要時	
通院介助 (上記以外)		3,300円/1時間 (交通費別途)		3,300円/1時間 (交通費別途)
緊急時対応	○24時間対応		■24時間対応	
オンコール対応				
<生活サービス>				
居室清掃	○週1回及び随時		■週1回及び随時	
リネン交換				
日常の洗濯		実費	■必要時随時	実費
居室配膳・下膳	○必要時随時		■必要時随時	
嗜好に応じた特別食				
おやつ				
理美容		実費		実費
買物代行(通常の利用区域)		1,100円/30分 (交通費別途)	■週1回	2回目以降1,100円/30分 (交通費別途)
買物代行(上記以外の区域)				
役所手続き代行		1,100円/30分 (交通費別途)		1,100円/30分 (交通費別途)
金銭管理サービス				

区分 サービス	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<健康管理サービス>				
定期健康診断		入居時及び1年1回以上の機会提供		入居時及び1年1回以上の機会提供
健康相談	○必要時随時		■必要時随時	
生活指導・栄養指導	○必要時随時		■必要時随時	
服薬支援			■必要時随時	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			■必要時随時	
医師の訪問診療		実費		実費
医師の往診		実費		実費
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス				
入退院時の同行(協力医療機関)	○		■	
入退院時の同行(上記以外)		3,300円/1時間(交通費別途)		3,300円/1時間(交通費別途)
入院中の洗濯物交換・買物				
入院中の見舞い訪問				
<その他サービス>				

施設名:花珠の家ねりま

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目	該当に○	備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目		
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合 . 不適合	
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
緊急時の安全確保のための項目		
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合 . 不適合	
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合 . 不適合	
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合 . 不適合	
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目		
8 各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合 . 不適合	
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合 . 不適合	
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合 . 不適合	
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合 . 不適合	
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合 . 不適合	
入居者の財産を保全するための項目		
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	保全先:公益社団法人全国有料老人ホーム協会
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合 . 不適合 . 非該当	初期償却率: %
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合 . 不適合 . 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。